

まちづくり基本条例職員実践マニュアル

きょうどうもと 「協働の基」

(平成18年4月 清水町総務課政策室企画グループ)

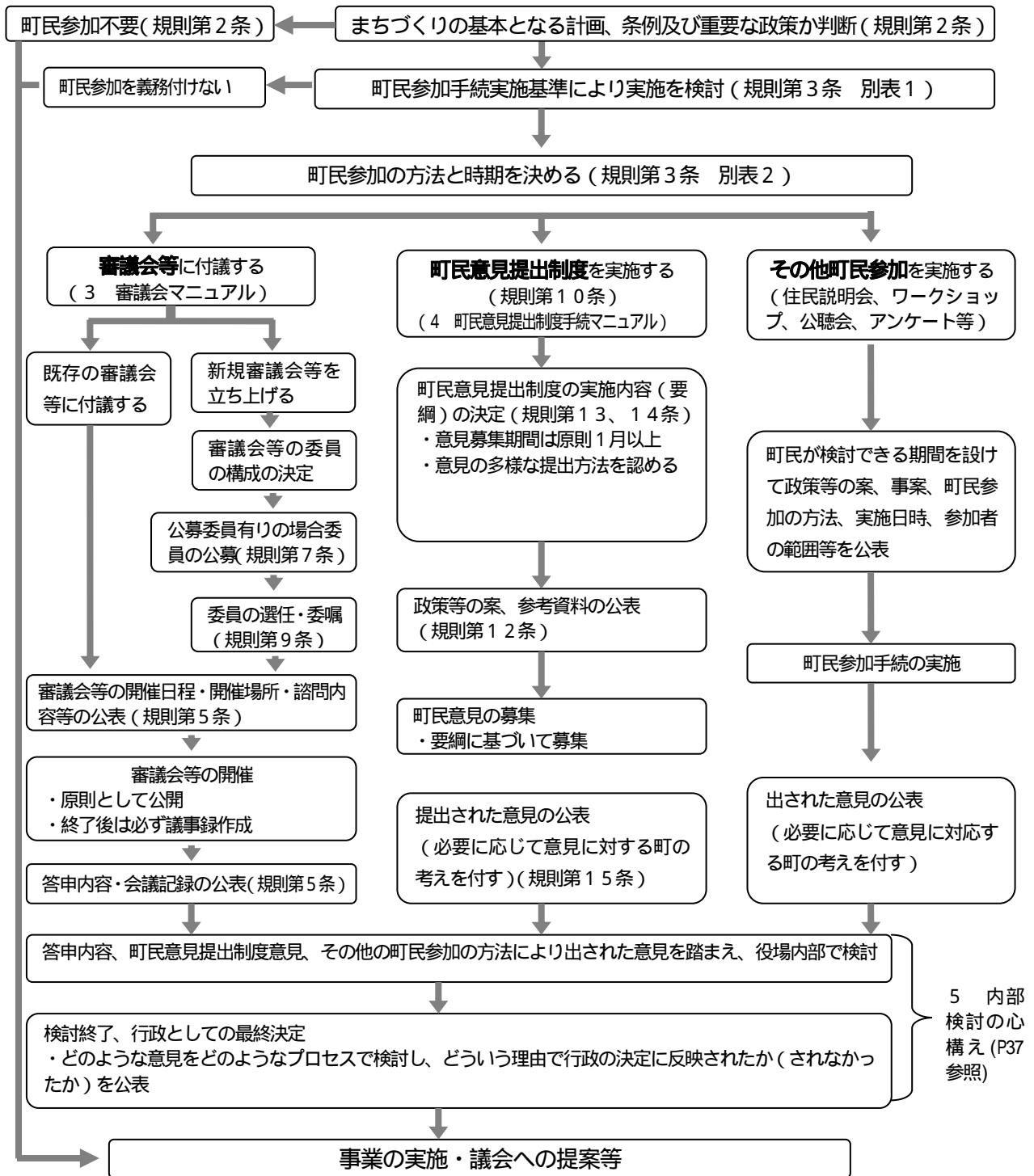
目次

1	町民参加の流れ	1
2	情報公表マニュアル	7
3	審議会マニュアル	11
4	町民意見提出制度手続マニュアル	33
5	内部検討の心構え	43
(参考)	町民意見提出制度実施要領(例)	45

1 町民参加の流れ

1-1 町民参加の全体的な流れ

「町民参加」とは、行政上の決定に町民の意見を活かす目的で、その企画立案段階において、事前に期日や方法などを定めて、町民意見を聴くことをいい、具体的な方法は多様。ここでは、代表例として、審議会等、町民意見提出制度、その他の町民参加の進め方をフローチャートで示した。



5 内部
検討の心
構え(P37
参照)

1-2 町民参加実施基準（規則第3条 別表1）

	町民参加を実施するもの	町民参加を義務付けないもの
1	<p>条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に町民参加の手続を行うことが困難又は不適當であるものとして右欄に定めるものを除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、町税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から町民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 町政に関する情報公開及び説明責任を求める権利について定める規定</p>	<p>(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(2) 町民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合</p>
2	<p>町の計画（人事、財政及び町の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、変更（右欄に定める軽微なものを除く。）又は廃止に係るもの。</p>	<p>その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないもの</p>
3	<p>公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に町民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして右欄に定めるものを除く。</p>	<p>町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であって、特別の事情が認められないとき</p>
4	<p>良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃に係るもの。</p>	
5	<p>町の区域に適用される規制（町の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、町の権限により行う意見の表明。ただし、町民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p>	
6	<p>その他町民の関心が高いこと、生活に大きな影響があること等の事情により町民参加手続を行う必要があると認められる行政活動に係るもの。</p>	

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

*上記の具体例は別紙のとおり（P4参照）

*当分の間、規則の適用除外条項に該当すると思われるものは、政策室に相談すること。

*緊急に決定する必要があるときなどは、事後に決定の内容・理由等を公表して町民参加手続をパスすることができる。この場合は、その事案の処理の決定書に、町民参加手続を行うことができなかつた理由を明記する。（規則第3条第2項）

1-3 町民参加の方法と時期及び留意事項

- ・町民参加の方法と時期は、所管課が次の要件を踏まえて判断する。
- ・特に重要な案件や検討に時間を要するような場合は、実質的な検討に着手する前に、一連の検討スケジュールと町民参加手続の方法・時期についての決定をすること。(P6 参照)

<p>1 全般的事項</p>	<p>(1) 特に重要な案件は、複数の町民参加の方法を組み合わせるよう配慮する。(規則第3条第3項)</p> <p>(2) その案件から重大な影響を受ける者がいるときは、直接意見聴取等する場合を除き、その者が意見をできる方法の町民参加の方法に配慮する。(規則第3条第4項)</p>
<p>2 町民参加手続の内容に関するガイドライン (規則第3条第3項別表2)</p>	<p>(1) 審議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な判断、特に強い中立性又は利害関係者同士の調整が求められ、かつ、委員による検討結果を聞くことが必要なときは、審議会等にかけるのが原則 ・広い範囲の町民に影響が及ぶ案件について審議会にかける場合は、委員公募制とするか、町民意見提出制度を併用するのが原則。 <p>(2) 町民意見提出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の町民参加手続を行うとき以外は、町民意見提出制度を行う。 ・複数の町民参加手続を行うときは、その中に町民意見提出制度を含める。 <p>(3) ワークショップなど協働型の町民参加の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討の早い時期から町民参加を行う場合には、ワークショップなど協働型の町民参加手続を行うことを検討する。
<p>3 町民参加手続の時期に関するガイドライン</p>	<p>町民参加を検討のどの時期に行うかは、事業等の性格を総合的に検討して決定する。その場合、行政の決定に活かせるようなタイミング、つまり方針が確定し、反対意見などあってもそれを考慮する余地がないような状況になる前の段階で町民参加手続をすることが最低条件となる。</p>
<p>4 町民参加の時期を考 える上での心構え</p>	<p>(1) 政策等の意図や背景が広く理解されているか。</p> <p>(2) 検討に必要な情報をどれだけ正確に提供できるか。</p> <p>(3) その政策等に町民の積極的な支持がどの程度必要か。</p> <p>(4) 町民の個人的な価値観と公益をどのように調和させることが必要か。</p>

1 町民参加を行う具体的事例（規則第3条 別表1及び別表2）

項目	具体例	町民参加の方法			
		審議会等	意見提出制度	その他	
1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃					
(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、町税の税率及び介護保険料の料率並びにそれらの減免について定める規定	清水町手数料条例の一部を改正する条例	使用料審議会	対象としない	住民説明会を実施	
	清水町野外スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例				
	清水町高齢者等短期入所事業条例の一部を改正する条例				
	自立支援ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例				
	高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例の一部を改正する条例				
清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	国民健康運営協議会				
清水町町営公衆浴場条例の一部を改正する条例					
清水町都市公園条例の一部を改正する条例					
清水町畜産研修センター条例の一部を改正する条例					
清水町都市公園条例の一部を改正する条例					
国民健康保険税に関する事					
(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定	町税等の滞納者に対する行政サービスの制限条例		必須		
清水町自転車等駐車場設置及び管理条例(18年度予定)	使用料審議会		必須	手数料部分のみ審議会	
(3) 公益上の見地から町民がその活動を行うにあたり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定	清水町ごみの散乱等防止に関する条例の一部改正(例)				
清水町まちづくり基本条例の一部改正(例)	まちづくり基本条例審査会		必要に応じ		
畜犬取扱及び野犬捕とう条例の一部改正(例)					
(4) 公の施設の利用方法について定める規定	きたくま文化蔵条例		必須	地域住民説明会の開催が望ましい	
清水町営住宅管理条例及び清水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例			必須		
(5) 町政に関する情報公開及び説明責任を求める権利について定める規定	清水町情報公開条例の一部改正(例)	情報公開審査会 個人情報保護審査会	必須		
2 町の計画の策定、変更又は廃止に係るもの	清水町総合計画	総合計画審議会	必要に応じ		
	地域福祉計画		必要に応じ	策定委員会で審議	
	次世代育成支援地域行動計画		必要に応じ	策定委員会で審議	
	老人保健福祉計画・介護保険事業計画		必要に応じ	策定委員会で審議	
	地域住宅計画(例)		必須	アンケート等実施	
社会教育に関する諸計画の立案(例)	社会教育委員		必要に応じ		
3 公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に町民参加手続を行うことが困難なものは除く	地域集会所の設計		必須	ワークショップ等開催	
	公園の造成に係る設計		必要	ワークショップ等開催	
	カリヨンに係る設計		必要	ワークショップ等開催	
	保健センター建設に係る設計		必要	ワークショップ等開催	
4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃	(環境基本条例等により国や道の規制よりも町独自のきまりで厳しく規制したり、罰則等を整備する場合)		必要	ワークショップ等	
5 町の区域に適用される規制の設定又は改廃に際し、町の権限により行う意見の表明。	用途区域の変更等	都市計画審議会		望ましい	
6 その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があること等の事情により町民参加手続を行う必要があると認められる行政活動に係るもの	清水町教育委員会の委員の定数を定める条例			望ましい	教育委員会で審議
	清水町立学校設置条例の一部を改正する条例			望ましい	地域住民説明会を実施
	清水町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	特別職報酬審議会		必要に応じ	
	常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別職報酬審議会		必要に応じ	
	教育長の給与、勤務時間その他勤務に関する条例の一部を改正する条例	特別職報酬審議会		必要に応じ	
	清水町収入役事務分掌条例			必須	
	清水町敬老祝金支給条例及び清水町福祉手当支給条例を廃止する条例			必須	
	清水町ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例			必須	
	清水町福祉館設置条例の一部を改正する条例			望ましい	地域住民説明会を実施
	清水町国設日勝スキー場の設置及び管理運営に関する条例及び清水町日勝キャンプ場設置及び管理条例を廃止する条例			必須	関係者説明会を実施
	清水町農業委員会の選挙による委員定数条例の一部を改正する条例			必須	
	名誉町民の選考	名誉町民審査委員会		必要に応じ	
	表彰者の選考(功労表彰、勤続表彰に関する事)	表彰者選考委員会		必要に応じ	
	心身に障害をもつ就学予定者、学齢児童及び学齢生徒の適正な就学指導に関する事	心身障害児童生徒就学指導委員会		必要に応じ	
	学校給食センターの運営に関する事	学校給食センター運営委員会		必要に応じ	
	奨学金貸付制度の運営に関する事(19年度解散予定)	奨学生審査委員会		必要に応じ	
	社会教育に関する事	社会教育委員		必要に応じ	
	公民館の運営、図書館の運営に関する事	社会教育委員		必要に応じ	
	体育館の運営に関する事	体育指導委員		必要に応じ	
	スポーツの振興に関する事	体育指導委員		必要に応じ	
アイスアリーナの運営に関する事	体育指導委員		必要に応じ		
文化賞・スポーツ賞表彰者の選考	文化賞スポーツ賞選考委員会		必要に応じ		
民生委員の推薦に関する事	民生委員推薦会		必要に応じ		
町営育成牧場の運営に関する事(19年度解散予定)	町営育成牧場管理運営委員会		必要に応じ		
町民の生活安全に関する事	生活安全推進協議会		必要に応じ		
小中学校の支援に関する事	学校支援委員会		必要に応じ		
防災に関する事	防災会議		必要に応じ		

2 町民参加を義務付けられない具体的事例（規則第3条 別表1及び別表2）

項 目	具 体 例	決定書等に記載される町民参加を義務付けられない理由
1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃		
(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合	町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	法律及び政令改正に伴う条例改正のため、改正準則により改正をしているため 公職選挙法の改正に伴う条例改正のため
(2) 町民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合	老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	国の医療保険制度や北海道医療給付事業の見直しに伴い、制度の安定的な運営を図るため
(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合	清水町議会委員会条例の一部を改正する条例 清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（文言修正）	による文言修正のため、内容に実質的な変更がないため
2 町の計画の策定、変更又は廃止に係るものうち、その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、規定の内容の主要な部分の変更を行わないもの	総合計画実施計画のローリング内容 行政財政健全化実行プランの見直し	基本構想、基本計画に沿った事業を実施するための見直しのため 策定後の状況の変化によるものため
3 公の施設の設計の概要の決定のうち、町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であって、特別の事情が認められないとき	公営住宅建替に係る設計 上水道老朽管管路更新に係る設計 御影南3線道路改良舗装工事等に係る設計	設計に住民の意見を反映させる必要性が低い ため。 （公営住宅であれば、地域住宅計画で住民参加済、道路等は法令に基づいた基準）

3 町民参加の必要のないもの（規則第2条に該当しないもの）

項目	具体例	決定書等に記載される町民参加を行わない理由
条例等 （第1号、第2号に該当せず、なおかつ第3号、第4号に該当せず）	清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 清水町課設置条例の一部を改正する条例 清水町御影支所設置条例の一部を改正する条例 実費弁償支給に関する条例の一部を改正する条例 清水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	町政の基本事項を定める条例ではなく、特に町民参加を必要とする事項と考えられないため（第3号、第4号に該当しないため）
計画等 （第1号と第3号に該当せず、なおかつ第2号、第4号に該当しない）	役場職員に対する人事、研修計画等	町の施策の基本事項を定める計画ではなく、特に町民参加を必要とする事項とは考えられないため（第2号、第4号に該当しない）
行政活動 （第1号～第3号に該当せず、なおかつ第4号に該当しない）	職員間のプロジェクト会議（電子商店街支援プロジェクト等）	特に町民参加を必要とする事項とは考えられないため（第4号に該当しない）

町民参加を交えながら条例ができるまで
 (例 清水町自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について)

		審議会等 (使用料審議会)	意見提出制度 (使用料を除く部分について)	その他町民参加(住民説明会)
4月	上旬			
	中旬			
	下旬			
5月	上旬			
	中旬			
	下旬			
6月	上旬		役場内部で検討、条例案作成、 文書係へ原議を提出	
	中旬		法規審査委員会 意見提出制度実施要領作成	
	下旬		20日までに意見提出制度を用いる旨広報 広聴係、情報統計係、企画グループへ原稿 提出	
7月	上旬		ホームページ、掲示板等による 周知	
	中旬		7月15日に広報配布、住民周 知	
	下旬			20日までに住民説明会を開催する旨広報 広聴係、情報統計係、企画グループへ原稿 提出
8月	上旬		意見募集期間(原則として1月 以上、1月未満とせざるを得な いときはその理由も公表)	ホームページ、掲示板等による 周知
	中旬			8月15日に広報配布、住民周 知
	下旬		意見の検討、結果の公表(広 報、ホームページ、掲示板等)	周知期間(1月程度)
9月	上旬	審議会委員との日程調整		
	中旬			使用料に関する住民説明会の開 催
	下旬	20日までに審議会の開催日程等を広報広 聴係、情報統計係、企画グループへ原稿提 出		説明会で出された意見の検討、結果の公 表(広報、ホームページ、掲示板等)
10月	上旬	ホームページ、掲示板等による 周知		
	中旬	10月15日に広報配布、住民 周知		
	下旬	周知期間(1月程度)		
11月	上旬			
	中旬	使用料審議会開催(傍聴あり)		
	下旬	審議結果の公表(開催後1月以 内)		
12月	上旬	議会への提案		
	中旬			
	下旬			